

## 副首都推進本部（大阪府市）会議

### 〈第10回議事録〉

■日 時：令和5年9月5日(火)13:30～14:13

■場 所：大阪府庁本館1階 大阪府議会 第1委員会室

■出席者：吉村洋文、横山英幸、森岡武一、高橋徹、坂本篤則、那須雅之、丸山順也、  
（名簿順）西島亨、榎本和巨、舟橋正徳

（西島事務局長）

それでは、定刻となりましたので、第10回副首都推進本部（大阪府市）会議を開催させていただきます。

本会議につきましては、会議公開の原則にのっとり会議の状況をインターネットで配信し、配付資料、議事録は公表することといたしておりますので、あらかじめご了承くださいますようよろしくお願いをいたします。

初めに、本日の会議の出席者をご紹介します。

本部長の吉村大阪府知事です。

副本部長の横山大阪市長です。

その他の大阪府、大阪市の出席者につきましては、お手元に配付しております資料1の出席者名簿のとおりでございます。

それでは、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備関連協定（案）等についてを議題といたします。

資料について、IR推進局坂本局長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

（坂本IR推進局長）

IR推進局長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

IRにつきましては、大阪・夢洲への世界最高水準の成長型IRの誘致実現をめざして、大阪府市一体で取組を進めてきております。府議会、大阪市会での議決を経まして、昨年4月に区域整備計画の認定申請を行い、本年4月に国から認定を受けたところでございます。

その後、事業者との協議等を進めてまいりましたが、今般IR事業工程と事業費についての現行区域整備計画の変更及び関連協定案について取りまとめましたので、本日、副首都本部会議ではこれらの内容についてご説明をさせていただきたいと存じます。

本日の会議におきまして内容等を確認いただきましたら、今後速やかに国に対して実施協定締結の認可申請をいたしますとともに、認可を得た上で実施協定等を締結してまいりたいというふうに考えております。

それでは、資料に沿って担当副理事のほうからご説明をいたします。

（那須IR推進局副理事）

IR推進局副理事の那須です。

それでは、私から資料のご説明をさせていただきます。

資料2の2ページ、IR事業の工程の変更についてをご覧ください。

IR整備法に基づく各種手続の期間や社会経済情勢の変動等を踏まえまして建設期間及び事業費の協議、検討に要しました期間等の現状を踏まえまして、開業時期を1年程度見直しております。

見直し後のIR事業の工程につきましては、下表のとおりでございますが、本年秋頃に液化化対策工事に着手し、2024年夏頃にIR準備工事、2025年春頃に建設工事に着手し、2030年秋頃の開業を想定しております。

次に、3ページのIR事業費（初期投資額）の変更についてをご覧ください。

大阪IRの事業費につきまして、建設資材価格等の高騰の影響により、約1兆800億円から約1兆2,700億円へと増加いたします。

事業費の増加に伴い必要となります追加資金調達につきましては、中核株主であります合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社による出資額の増額により対応することとなっております。

次に、4ページのIR関連協定等の締結についてをご覧ください。

IRの政策的な効果を実現していくためには、長期間にわたって安定的かつ継続的なIR事業の運営が確保されることが極めて重要でございます。IR実現に向けて、事業者と適切にリスク分担を図りながら、今後、実施協定等を締結し、着実に取り組んでいくこととしております。

下の表では、各協定等の締結主体、概要について整理いたしております。

次に、5ページの事業前提条件の状況と対応についてをご覧ください。

昨年2月に大阪府市、事業者間で締結しております基本協定におきましては、区域認定日から30日後を判断基準日として事業者において事業前提条件の充足を判断し、充足していない場合には基本協定を解除することができることとしておりました。

事業前提条件について、事業者からは、判断基準日においては条件が成就していないものと判断、引き続き必要な手続や準備を進め、事業実現に向けて最大限尽力していきたい。他方で、現状においては最終的な事業実施判断を行うことができる状況にない、条件に基づく解除権を規定する等、合理的に必要な範囲の修正を行った上で実施協定の認可申請を行っていききたいとの意見を受けております。

府市といたしましては、最終的な事業実施判断ができないことにつきましても相応の合理性があり、また、SPCは継続的に相当の資金投下をしながら各種準備作業を進めているところでございますが、今般の約1,900億円に上る事業費の増加に対しましても、中核株主2社自らの追加投資という非常に大きな経営判断を行うなど、事業実現に向けた強い意志を有するとともに、具体的な事業進捗も認められますことから、基本協定のときと同様に、条件未充足の場合におけるSPCの解除権を実施協定に規定した上で必要な手続及び準備を進めていきたいと考えております。

次に、6ページのIR関連協定等（案）の重要項目をご覧ください。

また、資料3から8にそれぞれの骨子案等を添付しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

まず、①実施協定でございますが、左の上から二つ目、契約主体は府と大阪IR株式会社

となります。

事業期間は35年間とし、期間終了後は原則30年間延長できることとしております。

保証金、親会社保証、違約金につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

インフラ負担金につきましては、SPCは202億5,000万円を負担することとしております。

資料右上の拡張整備につきましては、記載のとおりでございますが、米印にございますように、整備の時期、規模等につきましては、感染症による影響等も含め、需要動向、施設の状況、事業者の財務状況、土地課題対策費用の債務負担行為設定状況等を踏まえまして、必要に応じて見直すこととしております。

また、拡張整備に伴い土地課題対策が必要となる場合につきましては、当初の開業と同様に市が費用を負担することとしておりますが、市が債務負担行為を設定しない場合はSPCは拡張計画の見直し協議の申入れができ、見直しのために誠実に協議することとしております。

その下の拡張予定地の取扱いにつきましては、開業から10年以内に決定することとしております。

次の事業前提条件に基づく解除につきましては、先ほど状況をご説明いたしましたが、税務上の取扱いやカジノ管理委員会規則の国際競争力・国際標準の確保、資金調達における融資実行の合理的見込み、土地・土壌に関する市における適切な措置の実施等、観光需要の回復見込みなどを条件といたしまして、行使期限を2026年9月末までとするSPCの解除権を設定しております。一方、合理的な理由なくSPCが開業に向けた活動を行っていない場合には、府の解除権も設定いたしております。

次に、7ページをご覧ください。

モニタリングにつきましては、資料7のモニタリング基本計画に基づき、毎年度、事業実施評価等を実施することとしております。

次に、継続判断基準につきましては、IRの区域認定の有効期間は当初10年、更新後は5年ごととなっております。IRは計画に従って着実に実施されているか一定期間ごとに確認を行うこととなっておりますことから、安定的、継続的な事業運営の確保のため、継続判断基準を策定しております。その上で、府は公益上必要と認める場合、区域整備計画の認定の更新申請を行わないこと、取消の申請をすることができることとし、継続判断基準の事由による場合、府は一切の責任を負わないこととしております。一方、府が継続判断基準以外の事由により認定の更新の申請を行わない場合等につきましては、府は逸失利益は除いて、SPCが現実に被った通常生ずべき損害をSPCに補償することとしております。

次の実施協定終了時の措置につきましては、府は事業承継または再公募等により事業の継続が図られるよう努力し、SPCは誠実に協力することとしております。

資料右側のリスク分担につきましては、基本的には需要変動リスクを含め、本事業に係るリスクは事業者が負うこととしており、不可抗力等による場合及び法令等の変更による場合の取扱いを定めております。

次に、8ページをご覧ください。

②事業用定期借地権設定契約書でございますが、契約主体は市と大阪IR株式会社となります。

賃料につきましては、1か月・1平方メートル当たり428円としており、区域整備計画

の更新時期に合わせて当初10年間は不増額とし、その後、5年ごとに市の一般的な基準であります名目GDP変動率等のスライド率による賃料改定を行うこととしております。

賃貸借期間は区域認定から35年間、2058年4月13日までとしており、土地課題対策または事業前提条件に起因して開業時期が遅延した場合などの延長枠組みを設定しております。

その下の賃貸借期間満了後の取扱いにつきましては、事業期間が延長される場合は延長期間に応じた新たな借地契約を締結することとし、賃料は不動産鑑定評価額を踏まえた上でとなりますが、事業実施状況、再投資計画、事業環境や延長前の賃料等諸条件を総合的に勘案して、府、市、SPCが協議の上、市が決定することとしております。

その下の補償金は賃料66か月分とし、また、違約金は記載のとおりでございます。

資料右上の契約不適合責任につきましては、下段に記載している場合を除き、市は一切の責任を負わないこととしております。

土地課題対策の実施・費用負担につきましては、土壤汚染対策、液状化対策等の土地課題対策はSPCが実施し、増加負担のうち妥当と認める額を市が負担することとしております。ただし、支払いは、土地引渡し及び建設着工が行われた場合に、債務負担行為の範囲内で支払い期日に実施協定が有効に存続していることを条件に、市が合理的に判断する範囲内で支払うこととしておりまして、また、SPCの帰責事由により全部開業までに実施協定、本契約等が解除された場合には、SPCは支払いを受けた土地課題対策費用を市に返還することとしております。

なお、IR開業に必要となります土地課題対策費用として、既に議決を得ております債務負担行為の限度額788億円とは別に、拡張整備に伴い土地課題対策が必要となる場合におきましても同様に市が負担することとしておりますが、拡張計画は未定であり、特定された具体的債務が生じているものではなく、現時点において債務負担行為を設定するものではありません。

次に、その下の特定地中埋設物撤去につきましては、通常想定し得ない地中埋設物の存在が判明した場合、市が除去工事等の費用を負担することとしております。

その下の地盤沈下対策につきましては、SPCは必要となる地盤沈下対策等を適切に実施するものとしており、また、市が使用した埋立柱材の原因により通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下等が生じ、通常予測され得る程度を超える地盤沈下対策等が必要と見込まれる場合のみ、市が地盤沈下対策等の費用を負担することとしております。

その下の原状回復義務につきましては、原状回復の上、市に返還することとしておりますが、地中にあります基礎杭及び仮設構造物につきましては、撤去困難性、地盤影響等を踏まえ残置を承認することとし、仮設構造物は、将来の支障可能性を踏まえ、SPCによる賃料66か月分の支払いを条件としております。

次に、9ページをご覧ください。

③立地協定（立地市町村等）でございますが、趣旨は記載のとおりでございますが、契約主体は府、立地市町村としての市、大阪IR株式会社となります。

継続判断基準及び法令等変更につきましては、実施協定で定めた府の場合と同様に市の場合の取扱いを規定しております。

そのほか、最下段に記載しておりますとおり、3者間で定めておくべき内容を規定しております。

最後に、10ページをご覧ください。

④立地協定（土地所有者）でございますが、趣旨は記載のとおりで、契約主体は府、土地所有者としての市、大阪IR株式会社となります。

インフラ負担金や拡張予定地の暫定利用に加え、夢洲全体の地盤沈下管理では、その重要性を認識し、適切な地盤沈下対策の実施等に係る事項を定めることなどについて確認することとしております。

その他、こちらも同様に3者間で定めておくべき内容を規定しております。

以上、ご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

（西島事務局長）

ありがとうございました。

それでは、これより議論の時間に移りたいと思います。まずはどなたからでも結構でございますのでご発言いただければと思います。

森岡副知事、お願いします。

（森岡大阪府副知事）

ご説明ありがとうございます。

国から4月に認定をいただいたかと思うんですが、審査委員会で慎重な審査をさせていただいて、その上で全体としては優れているという評価をいただいて認定に至ったもの、そういうふうに思っているんですが、とはいえ、一方で認定に際しましては、七つの条件が付されているかと思えます。IRはやっぱりよりよくするためにおいても、国からのこの七つの条件、これについては適切に対応していかななくてはならないと、こういうふうに思っている次第です。

こういった認定条件への対応というのに対しては今後どういうふうに取り組んでいくのか、そのあたりをご説明いただければと思います。

（坂本IR推進局長）

認定に付された条件についてのご質問ということですが、国のほうからは、区域認定に際しまして七つの条件が付されてございます。この条件に対しましては、条件の内容等に応じて事業者と連携して協議、調整の上、必要な対応を検討してまいります。その上で適切に取り組んでいくこととしたいというふうに考えております。

具体的には、それぞれ項目に応じてということになるかと思えますけれども、開業に向けての計画のブラッシュアップを図っていくもの、それと継続的な実施が必要なもの、あるいは開業以降の取組において対応していくもの、それぞれ内容でありますとか段階に応じて適切に対応していくことが重要であると考えておまして、公民連携をして取り組んでいきたいというふうに思っております。

あと、それぞれの条件への対応についてですけれども、これは国のほうが毎年度、区域整備計画の実施状況の評価というものをやることになってございます。したがって、この国のほうで毎年度されます実施状況評価において我々のほうで報告して、確認等されていくものであるというふうに認識をしてございます。

以上でございます。

(森岡大阪府副知事)

そうしますと、今ご説明にあったように、国のほうが毎年確認されるということで、今回ご説明いただいたような各種協定なりにその7条件についての対応を書くものではないという、そういうことでしょうか。

(坂本IR推進局長)

ご指摘のとおり、協定で規定するという性質のものではございませんで、国のほうから付された条件ということですので、国のほうに対して毎年度報告をして確認をしていくという、この実施状況評価のなかで対応していくものというふうに考えてございます。

(森岡大阪府副知事)

あと、資料2の3ページにありますように、IR事業費の変更ということが書かれておりますけれども、昨今のインフレの状況を踏まえまして、一定の建設コストの上昇というのが反映されたものだなと。そもそもの事業規模が非常に大きいですから、結果的に増加額も相当な規模になっているかと思えます。

そのようななかにあっても、事業者のほうではIRの取組を従来どおりの立ち位置でちゃんと進めていこうというところではございますけれども、この増加額を踏まえまして、事業者さんの収支というところにも一定の影響が出るのかもしれませんが、そのような前提につきましてはどのような認識なのか教えていただければと思います。

(坂本IR推進局長)

事業者のほうでは、もともとこの建設コストの上昇というのを、影響を抑制するために様々取り組んできたところなんですけれども、やはりこの建設資材価格、あるいはこの労務単価等が非常に高くなってきているということで、今回約17%、1,900億円の増加ということになってございます。

この増額に対しましては、資料の3ページに記載のとおり、中核株主の2社のほうが増額を、これは2社の折半で対応するものでございまして、出資、借入れの比率、これはむしろ出資比率が増加するほうの変更になりますし、あるいは少数株主との関係でいきますと、中核2社のほうの出資の割合が増加するといった変更は伴いますものの、事業の枠組み自体に変更を来すものではないものというふうに考えております。

また、中核2社が出資額を増額されるということで、この2社の投資回収の期間というのはどうしても長くなっていくということがございますけれども、IR事業の売上高等については影響はないものというふうに考えてございます。

(森岡大阪府副知事)

借入額が増えていないということは、金利等のかかる、そういった借入れは変わらず、そして、主要な事業者さんのほうで出資額を増やすことで対応されると、そういうことです。ありがとうございます。

(西島事務局長)

ほかにございませんでしょうか。

高橋副市長、お願いします。

(高橋大阪市副市長)

私からは4点確認させていただきます。

まず一つが、この資料2の6ページにありますように、事業前提条件に基づく解除ということで、SPCの解除権を2026年9月まで設定と今回されておりまして。ここが1兆2,700億円という本当に大きな事業でありますので、慎重な手当てが必要だと思っているんですけども、もう一度改めて、この設定した理由について教えてもらいたい。

それとその際に、今回コロナ禍を経験して、本当に今、事業者としては事業実施の意向があるのかどうか、そういうところも含めて確認させてください。

(坂本IR推進局長)

IRにつきましては、これまで日本にない初めての事業ということになるかというふうに思います。加えまして、今回1兆円ということ、恐らく日本最大級の投資ということになるかというふうに思います。したがって、これらの投資規模等を踏まえまして、やはり実現に向けた投資環境が整っているということが必要になってこようかというふうに思います。

その上で、現在の新型コロナウイルス感染症の状況でありますとか、国の詳細な制度設計、あるいは夢洲特有の課題、これらの課題解決がどうしても必要不可欠ということになってくるんですけども、現在の状況を踏まえまして、これは基本協定のときと同様ですけれども、実施協定において事業者側の解除権を付すということにしたものでございます。

今回、この解除権というのは付すこととしておりますけれども、資料の5ページのところにも記載しておりますけれども、事業者のほうは、これまでも継続的に相当の資金投下をしながら、基本的な設計でありますとか、調査、工事調整等の準備作業を進めてきております。加えまして、今般約1,900億円に上る事業費増加に対してもこの2社自らの追加投資という判断をされるということで、事業実現に向けた非常に強い意志をお持ちという状況でございます。加えまして、今後も詳細な実施のための設計等も進められていくという状況でございます。

そのようなことからいたしますと、事業者においては、最終的な事業実施判断ということには至っておりませんが、基本的にはIR事業が進められていくものというふうに私も認識をしております。また、現時点でこの条件が成就せずに実施協定の解除ということになる蓋然性は低いものというふうにも考えております。

あと、それと加えてですけれども、事業者のほうでこれまで投じてきた資金のことですとか、あと、この秋頃からまず最初に液状化対策工事、これがスタートすることになりますけれども、この液状化対策工事等の支払いの関係については、事業条件が充足してから市から事業者を支払われるというスキームになってございます。

したがいまして、こういうことからしますと、私どもとしては、事業者としても容易に解除できるものではないものでないかというふうに考えてございます。

いずれにしましても、府、市、それからIR事業者、IR事業を進めていくパートナーとして、今後これらの条件の成就の状況等を確認しながら、公民連携をしてしっかりと進めていきたいというふうに考えてございます。

(高橋大阪市副市長)

特に事業者においては、そういう条件が成就せずに実施協定の解除等になる蓋然性は低いというふうな形で今回理解させていただきます。

次、2点目なんですけれども、今も少しお話がありましたけれども、資料で言いますと2の8ページにありますように、土地課題対策費の支払いのタイミングについてです。8ページの土地課題対策費のところの二つの黒チョボにありますように、支払い期日に実施協定が有効に存続していることを条件に、市が合理的に判断する範囲で支払うというふうな文言がございます。

少し懸念していますのが、まず、この秋にも今、局長から話がありました液状化対策工事が始まって、そして対策工事を実施して、本市が支払って以降に万一、事業者がこの事業前提条件による解除権により事業が実施されないこととなった場合、市が液状化負担のお金だけを払ってIRは実現しないというふうなことも考えられるんですが、そういう可能性も含めて、ちょっともう一度コメント、確認をお願いさせていただきたい。

(坂本IR推進局長)

今、副市長のほうからご指摘もございましたように、土地課題対策の費用負担については、8ページにも記載のとおり、土地引渡し及び建設着工が行われた場合に支払うということとしております。

したがいまして、ご指摘ありましたように、土地課題対策のうちの液状化対策についてはこの秋にも実施するという事になってこようかというふうに思いますけれども、費用の支払いは前提条件が充足した後のこの土地の引渡し及び建設着工が行われた場合、つまり解除権が失効して以降ということになります。

したがって、市が液状化対策だけを負担して、事業者のほうで解除権を行使してIRが実現しないというリスクはない、そういうスキームになってございます。

(高橋大阪市副市長)

もう一度確認すると、この秋から液状化対策工事を実施して、このスケジュールによると、来年の夏頃に準備工事が着工されますので、その前に土地の引渡しをして、それを受けて準備工事を来年夏に着工されて、その時点でもう解除権は失効するという事なので、その後にお金を支払うと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

(坂本IR推進局長)

はい。今ご指摘いただいたとおり、土地の引渡しをするときには既に条件の充足を見極めてございますので、土地を引渡しして着工していくという事はもう解除権を失効して



いるという状況でございます。

あと、ちょっと先ほどのところでもう一点だけ加えますと、今回、8ページのところにもありますように、土地課題対策の費用負担のところの欄の下でございますが、SPCの帰責事由、事業者側の帰責事由で開業までに実施協定等が解除された場合には、事業者のほうはそれまでに支払いを受けた土地課題対策費用を市に返還するということとしておりまして、市のほうにおいて適切にリスクヘッジをするという、そういうスキームにしております。

(高橋大阪市副市長)

分かりました。

次、3点目なんですけれども、今回、資料の7ページのところでリスク分担ということで、契約に関するリスク分担というのが契約のほうに示されております。当然これは大規模な事業で、かつこれは35年間という長期にわたる事業でありますので、お互いに適切にリスク分担していくことは重要だと思うんですけれども、先ほどの事業前提条件による解除権の設定なんかも含めて、契約上府市が過度にリスクを負うような形にはなっていないかどうか、そこをちょっと確認させてください。

(坂本IR推進局長)

今後IR事業の実現に向けては、IR事業者と契約手続のほうを進めていくということになりますけれども、府市としても、この事業者と適切にリスク分担を図りながら公共政策としてのIR事業、これをやはり長期にわたる事業ですので、安定的そして継続的な事業の運営の確保をしていくことが非常に重要だというふうに思っております。

その上で、先ほども申し上げましたように現在の状況を踏まえて、協定においては、この事業前提条件に係る解除権というのを付与することといたしましたが、基本的には事業は進められていくものというふうに認識をしておりますし、また、あわせて、事業者が活動を行っていない場合の大阪府側の解除権も設定することと今回いたしております。

それと、事業実施上のリスクにつきましては、お話がありましたように7ページのリスク分担のところの記載のとおりですけれども、基本的には需要変動リスクも含めて事業者が負うこととしておりますし、あと不可抗力等、それから法令等変更の場合の措置を規定しております。

それから、あと土地に関わりましても、これは8ページのところになりますけれども、地盤沈下対策などの本市の負担となる部分は相当に限定をしております。あわせて、土地課題対策の費用負担、費用の支払いについても、先ほど来ご説明しましたように解除権失効以降ということにしておりますし、さらに、事業者の帰責事由による実施協定等の解除の場合の返還義務というのも今回は設定をしているところでございます。

そういったことで事業者と適切にリスク分担を図っているもので、これらの契約スキームに基づいて、IR実現に向けて公民連携して今後取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

(高橋大阪市副市長)

分かりました。

最後に、施設の拡張に合わせて土地課題対策費が出てくる可能性がありますというふうな記載が資料 8 ページのほうに今回出てきています。当然具体的な拡張計画というのはこれから開業後10年、例えばMICEとかそういう宿泊施設なんかの段階整備に当たっては、その計画の決定は開業後10年以内、また整備は15年以内ということで、大分先の話ではあるんですけども、現段階で具体的な計画は決まっていなと思うんですけども、仮に土地課題対策費が必要となった場合について、先ほど説明ありましたが、もう一度確認させていただけますでしょうか。

(坂本IR推進局長)

先ほどご説明申し上げましたように、土地課題対策費が必要となった場合につきましては、もともと土地課題の対応について、やはりIR事業用地としての適正確保という土地所有に起因する所有者としての責任に加えまして、臨海部へのまちづくりなどの政策的な観点も踏まえまして、土地所有者として大阪市が負担するということにございまして、この取扱いについては拡張整備の際においても同様で、大阪市が負担することとしたいというふうに考えてございます。

(高橋大阪市副市長)

これ、新たにまた債務負担行為を設定する際には、今回788億円を設定したように、きちっとその工法も含めて、市の基準に沿ってきっちりと積算するように申し添えておきます。

私からは以上です。

(西島事務局長)

ほかにございますでしょうか。

森岡副知事、お願いします。

(森岡大阪府副知事)

もう一点だけお願いします。

万博、同じ夢洲で開催されることになります。いずれも大阪の成長にとって非常に重要な、大きな事業でありますから、両事業を成功させなくてはならないということは当然のことだと思えます。

事業工程によりますと、IRの準備工事、それから本体工事、こちらのほうは万博の工事あるいは万博の開催中と並行することになるかと思うんですけども、万博と十分な調整を行いながら各種対策というのを行っていかなくてはならないというふうに思います。

そこで、万博との調整等の考え方について、改めてご説明をお願いします。

(坂本IR推進局長)

万博との関係についてのご質問ですけども、これは1番当初、事業者公募を開始する段階で既に募集要項等で示しているところでございまして、この条件に基づいて適切に対

応していく必要があるかというふうに考えてございます。

具体的には、万博開催中もIR工事は継続することとしておりますけれども、この開催期間中の工事については、募集要項において、万博会場に対して交通アクセス、騒音、振動、粉じん等の悪影響が生じることを防止するために適切な対策を施すこと、万博会場に対する影響が特に大きい工事については、工事工程及び施工方法等について調整が必要となることなどの規定を既に募集要項において盛り込んでいるというところでございます。

それと、工事期間中の対応についてでございますけれども、これは夢洲等まちづくり事業調整会議、これは府市の関係部局とそれから埋設企業体等で構成する会議ですけれども、既にこの会議を設置してございまして、こちらのほうでそれぞれの工程の調整でありますとか事業の調整、進捗管理を行っているという状況でございます。

したがって、今後につきましてもこのスキームを活用しながら、府、市、そして事業者あるいは万博協会さん等とも連携を図りながら、各々が成り立つように最大限調整してまいりたいというふうに考えております。

(森岡大阪府副知事)

ぜひ両事業が成功するように、調整よろしく願いいたします。

(西島事務局長)

ほかございますでしょうか。

そうしましたら、今回、この議論のなかで、最初、国の認定に付された条件への対応ですとか事業費の変更、SPCの解除権の問題、土地課題への対策、リスク分担、将来の拡張計画になった場合の対応、それから最後に万博の関係といった議論があったかと思いますが、よろしいでしょうか。

このご議論を踏まえまして、本部長、副本部長から何かございましたらお願いします。副本部長、いかがですか。

(横山副本部長)

ありがとうございます。ここまで事業者さんと、しっかり密に協議を続けながら進めてきていただいたことに感謝申し上げます。

そして、今日様々ご説明もいただきまして、幾つかの懸案事項等踏まえて協議もしていただきましたが、現時点で適切に協議の上対応いただいているというふうに思います。

大阪IRは、これは大阪のベイエリアに新たなにぎわいと経済の流れをもたらす一大拠点となる事業です。大阪市長の立場として、本市におきましては、土地課題への対応があります。土地に起因する所有者としての責任に加えて、本市が負担する範囲で、いわゆるこれは港営事業会計という、税や公金とちょっと違う港営会計のなかで負担していくこととなりますが、これも大阪の成長のために非常に必要な投資と考えておりますし、この点に関しても、引き続き事業者と密に連携を取りながら進めていただきたいと思います。

今後IR事業が進められていくなかで工事スケジュールも明らかになってくるかと思いますが、昨日もちょっと会議はしまして、いわゆる万博との工事調整というのも重要になってくるかと思いますが、これも調整会議等を活用しながらしっかり検討いただきたいと思います。

ます。

いずれにしても、大阪の成長を描いていくためにも、このIR事業を力強く進めていきたいと思っておりますので、皆様におかれましてもよろしくお願いいたします。

以上です。

(西島事務局長)

ありがとうございました。

本部長、よろしくお願いいたします。

(吉村本部長)

まず、事業者との協議含めてこの実施協定の中身、具体的な中身と、それからこの契約関係について事業者の間では合意がほぼ整ったということで今日の会議となりました。これまでの間、関係者の皆さんに本当に感謝を申し上げます。

先ほどから副知事、副市長から様々課題等についての質問がありました。これはいずれも非常に重要なものだと思いますので、ここはしっかりと対応をよろしくお願いいたします。

また、これは民設民営の事業でありますけれども、大阪で行われるIR事業になります。事業者とも連携を取りながら、きちんと国のルールもありますので、そのルールに従って、ルールに基づいて適切なIRの運営をよろしくお願いいたします。

そして今回、様々建設費の高騰であったり人件費の高騰、これはIRに限った話ではない、まさに今の日本の全体の状況なわけですがけれども、それを踏まえても1兆800億円から1兆2,700億円もの増額と。約1,900億円という非常に大きなこの増額、投資の決定をされたというこの判断は非常に大きいと思っています。それだけやはりこの事業を成功させていこうという事業者の思いでもあると思っています。この実施協定の中身、契約関係の中身、しっかりと国の認可も経て詰めていくとともに、国から7条件が示されています。これについては、国が毎年度実施状況を評価するということですから、そのなかで確認されるということですがけれども、我々は主体的にこの7条件を満たしていくように、これは長い視点になると思うんですがけれども、そこを実行していくと。

府民、市民の皆様の理解も得ながら、大阪ベイエリアにおいて世界最高水準のIRを実現したいと思っております。大阪・関西の経済の成長、発展、そこに大きく資すると思っております。また、一方で課題も指摘されていますので、課題とは真摯に向き合いながら、大阪・関西の経済成長に向けて、世界最高水準のIRをぜひ実現させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(西島事務局長)

ありがとうございました。

では、本日の協議事項につきましては、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備関連協定(案)等について、本日の配付資料のとおりとすること、次に、当該協定(案)等の内容を踏まえ、今後、実施協定締結の国への認可申請を行うこと、また、国の認可後、実施協定等について事業者と締結することについて合意されましたので、よろしくお願いいたします。

いたします。

なお、本件について、大阪市におきまして後ほど大阪市戦略会議において議論されるということですので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の副首都推進本部（大阪府市）会議はこれで終了させていただきます。本日はご議論、誠にありがとうございました。